## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われがちであるが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語である。音声が聞こえない、音声で話すことができないなど聴覚障害者にとって、日常を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手法である。

これまで、平成 18 年 12 月に国連総会において、障害者権利条約が採択され、 平成 20 年に発効された。同条第 2 条には、「「言語」とは、音声言語及び手話そ の他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知 された。

我が国においては、平成25年12月に条約の締結について国会で承認され、 平成26年2月19日から発効している。また、平成23年8月に改正された障害 者基本法第3条には「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その 他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、 手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第22条には国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す、手話言語法を広く国民に知らせていくことや、自由に手話が使える社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ、手話言語法を早期に制 定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣